

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

宇都宮財務事務所	028-633-6294
消費者ホットライン ※お近くの市町・関係機関等の相談窓口をご案内します。	188
栃木県消費生活センター	028-625-2227
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス栃木	0570-078318
栃木県弁護士会 多重債務相談センター	028-689-9001
栃木県司法書士会	028-614-1122

事業者向け相談窓口

栃木県商工会連合会	028-637-3731
商工会議所	
栃木 0282-23-3131	宇都宮 028-637-3131
足利 0284-21-1354	鹿沼 0289-65-1111
小山 0285-22-0253	日光 0288-30-1171
大田原 0287-22-2273	佐野 0283-22-5511
真岡 0285-82-3305	
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認ください。	0570-001-240

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入
や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料
法律相談を実施しています。

市区町村の相談窓口

宇都宮市	消費生活センター	028-616-1547
足利市	消費生活センター	0284-73-1211
栃木市	消費生活センター	0282-23-8899
佐野市	消費生活センター	0283-20-3015
鹿沼市	消費生活センター	0289-63-3313
日光市	消費生活センター	0288-22-4743
小山市	消費生活センター	0285-22-3711
真岡市	消費生活センター	0285-84-7830
大田原市	消費生活センター	0287-23-6236
矢板市	消費生活センター	0287-43-3621
那須塩原市	消費生活センター	0287-63-7900
さくら市	消費生活センター	028-681-2575
那須烏山市	消費生活センター	0287-83-1014
下野市	消費生活センター	0285-44-4883
上三川町	消費生活センター	0285-56-9153
益子町		
茂木町	芳賀地区消費生活センター	0285-81-3881
市貝町		
芳賀町		
壬生町	消費生活センター	0282-82-1106
野木町	消費生活センター	0280-23-1333
塩谷町	矢板市消費生活センター	0287-43-3621
高根沢町	消費生活センター	028-675-3000
那須町	消費生活センター	0287-72-6937
那珂川町	大田原市消費生活センター	0287-23-6236



■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じ
ることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下で
あれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。